

10月から12月は 滞納整理強化期間



町税の納め忘れはありませんか？

ストップ！ 滞納

問合せ 税務課 管理担当 ☎0495-77-2116 FAX0495-77-2117

税金は、福祉や保険といった社会保障、ごみ処理、教育、道路整備など、さまざまな事業を進めるうえで基礎となる非常に大切な財源であり、定められた期限までに自主的に納めていただくものです。

神川町を含めた県内すべての市町村と埼玉県では、10月から12月までを「滞納整理強化期間」と定め、「ストップ！滞納」を合言葉に徴収対策を強化しています。

納期限を過ぎると…

納期限までに町税の納付の確認が取れない方には、督促状や催告書を送付し納付を促します。また、滞納された町税には法令で定められた延滞金が加算されます。

町税を滞納したままの状態が続くと財産の差押えが行われ、「滞納処分」が実施されることになります。

こんなときは納税相談を！

病気療養や失業、収入が大きく減少した場合など、やむを得ない家庭の事情や生活の困窮などにより、納期限内の納付が困難な方は督促をそのままにせず、お早めにご相談ください。

平日に仕事等で、納付や納税相談ができない方のために、毎月第2日曜日の午前中、役場税務課の窓口を開庁しています。

休日 納税 相談	10月13日（日）	午前8時30分～正午
	11月10日（日）	午前8時30分～正午
	12月8日（日）	午前8時30分～正午

口座振替やコンビニ納付等をご利用ください

【口座振替】

町税等の納付は納め忘れのない口座振替が便利です。口座振替依頼書に必要事項を記入し、税務課または金融機関の窓口でお申込みください。

【コンビニ納付・スマホ決済】

全国の主なコンビニエンスストアおよびスマホ決済でも曜日・時間に関係なく納付することができます。

ご利用可能なスマホ決済アプリ ※介護保険料は納めることができません。

au PAY、d払い、FamiPay、PayB、PayPay、LINE Pay、楽天銀行コンビニ支払サービス

【地方税共通納税システム】

納付書表面に印刷されている地方税統一QRコード(eL-QR)を利用して町税を納付することができます。詳しくは、「地方税お支払いサイト」をご覧ください。

※後期高齢者医療保険料、介護保険料は納めることができません。



地方税お支払いサイト

差押え(滞納処分)の流れ

納税通知書の発送

(納期限と税額の決定)



督促状の発送

(納期限までに納付がない場合)



電話催告・文書催告

(督促状発送後にも納付がない場合)



財産調査

(督促や催告をしても納付がない場合)



差押え(滞納処分)



換価

(不動産の公売や給与などの取立てにより、滞納町税等に充当)

特別会計

特別会計とは、特定の事業を行う場合や特定の収入に基づいた事業を行う場合、その事業に係る経理を他の会計と区別する必要があるため、法律や条例に基づいて設置しているものです。

特別会計名	歳入額	対前年増減率	歳出額	対前年増減率
国民健康保険	15億8,302万円	△4.5%	15億6,140万円	△4.8%
後期高齢者医療	1億6,215万円	△0.6%	1億5,540万円	3.5%
介護保険	12億1,241万円	△2.5%	11億3,108万円	△1.7%
町営バス	1,017万円	10.4%	992万円	11.1%
観光事業	1,014万円	△54.5%	976万円	△46.1%

水道事業(企業会計)

水道事業は、地方公営企業法に基づき経理され、利用者の水道料金などで運営されています。

区分	収入決算額	対前年増減率	歳出決算額	対前年増減率
収益的収入および支出	3億 868万円	△3.2%	3億 190万円	9.5%
資本的収入および支出	1,414万円	△20.0%	9,521万円	△49.4%

下水道事業(企業会計)

下水道事業は、地方公営企業法に基づき経理され、利用者の下水道使用料などで運営されています。

区分	収入決算額	対前年増減率	歳出決算額	対前年増減率
収益的収入および支出	1億4,764万円	0.0%	1億1,314万円	△5.5%
資本的収入および支出	2,116万円	14.1%	8,636万円	1.0%

健全化判断比率等について(令和5年度決算)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、令和5年度決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率について公表するものです。詳しくは町ホームページをご覧ください。

1 健全化判断比率の状況

令和5年度決算	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	赤字額なし	赤字額なし	7.5%	—
早期健全化基準	15.0%	20.0%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.0%	30.0%	35.0%	

※早期健全化基準および財政再生基準とはいずれも国が定める基準で、この基準以上の場合には、早期健全化計画や財政再生計画の作成等が義務付けられています。

2 資金不足比率の状況

令和5年度決算	水道事業会計	下水道事業会計	観光事業特別会計
	不足額なし	不足額なし	不足額なし
経営健全化基準	20.0%	20.0%	20.0%

※経営健全化基準以上の場合には、経営健全化計画の作成等が義務付けられています。